

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

北海道札幌南陵高等学校

学校管理下で発生した災害（主にケガ）について

- 通院にかかる「医療費」
- 障害に対する「障害見舞金」
- 死亡に対する「死亡見舞金」等 を受けることができる制度です。

（１）学校管理下とは・・・



授業中



部活動



学校行事

その他
休憩時間
放課後
通学中 など

（２）医療費給付の条件（保険診療の場合）

- 1 回の通院費が 1, 500 円以上の場合
 - 複数回通院した医療費の合計が 1, 500 円以上の場合
 - 医療機関の診療費と院外処方の薬代の合計が 1, 500 円以上の場合
※健康保険証を使わない（10割負担）の場合は、①～③のいずれの場合も 5, 000 円以上が対象となります。
- ※生活保護、各種受給者証などを使用の場合は、一度保健室にご相談ください。
（医療機関から発行される「診療明細書」がありましたら、ご用意ください。）

（３）申請手続きについて

- 給付申請を希望の場合は**必ず学校（担任または保健室）にご連絡ください。**
- 申請に必要な書類がすべてそろったら、学校で申請手続きを進めます。
- 申請から給付まで 3 ヶ月程度かかります。
- **受診した月から 2 年が過ぎると申請できません**のでご注意ください。

⑨ 申請書類未提出で手続きができないケースが多発しています。

医療機関での証明が必要な用紙（「医療等の状況」等）は、特段のご協力のもと記入していただいております。医療機関から連絡があった際は、速やかに書類を受領し、学校へ提出してくださいますようお願いいたします。